

記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

平成 25 年 7 月 19 日

「平成 26 年度税制改正に関する要望」建議について

【問合先】

大阪商工会議所 経済産業部（近藤・小林・田中）

Tel : 0 6 - 6 9 4 4 - 6 3 0 4

【概 要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「平成 26 年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で、内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議する。この要望は、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業(株)代表取締役会長）で取りまとめたもの。
- 政府・与党は、「成長戦略」具体化に際しての最大の焦点である税制について、例年より前倒しで検討を行う方針を示している。大阪商工会議所では、こうした動きを捉え、今のタイミングで要望を建議し、税制改正論議への反映を目指すもの。
- 今回の要望の特徴は、政府・与党が検討を表明している設備投資減税にとどまらず、企業が国内での投資再開を決心できる実効性のある「成長志向型税制」を構築するよう求めていること。具体的には、①ベースとして、法人実効税率の引き下げによりアジア諸国との競争条件を揃え、②そのうえで、先端産業の設備投資を促進する「成長投資促進税制」や「日本版パテントボックス税制」の創設など、設備投資や研究開発を後押しする攻めの税制の構築を求めている。
- 同時に、電気料金値上げや輸入原材料価格の上昇、消費増税など、足もとのコストアップに対する支援策を講じるよう訴えている。
- 要望項目は、全 49 項目（うち新規要望（★印）18 項目）。

【特徴的な要望項目】

- ◆法人実効税率の引き下げについて（本文 1 ページ）
- 政府内のこれまでの議論では、「成長税制」の主要項目は「設備投資減税」との印象が強いが、企業の国内投資再開を後押しするためには、主な競争相手国であるアジア諸国に比べ見劣りする法人税体系全体を思い切って見直すことが不可欠。
- 本会議所が実施した調査（資料 3・資料 4）でも、7 割以上（72.3%）の企業が投資選択において税負担を重視するとしており、法人実効税率（現行：38.0%／平成 27 年度以降：35.6%）を早急にアジア諸国（アジア平均 22.5%）並みまで引き下げるべきと強調している。

◆国家戦略特区における税制優遇策について（本文 1～2 ページ）

- 政府が「成長戦略」の目玉として検討している「国家戦略特区」について、国内外からの投資を呼び込めるよう、5 年間の法人所得課税（法人税・法人事業税・法人住民税）の免税と 5 年以降のアジア諸国並み税率（アジア平均 22.5%）の先行適用など、思い切った措置を講じるべきと主張している。

◆研究開発・設備投資減税について（本文 2～3 ページ）

- 企業の成長基盤強化に向け、「研究開発促進税制」の拡充や、英国など欧州諸国と同様、特許から生じる所得に対し軽減税率を適用する「日本版パテントボックス税制」の創設を要望している。
- 他方、「設備投資減税」については、政府が検討を表明している即時償却に加え、大幅な税額控除や法人税の繰り戻し還付の適用など、思い切った措置により先端産業・成長分野の設備投資を促進する「成長投資促進税制」の創設を求めている。

◆中小企業の成長力強化について（本文 3～5 ページ）

- 中小企業の新規事業進出を支援する「新事業チャレンジ促進税制」の創設を求めている。また、創業・起業促進のため、法人によるベンチャー投資を後押しする「法人版エンジェル税制」の創設を要望している。
- 加えて、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）」のトリガー税率（現行：法人実効税率 20%）の引き下げなど、海外展開支援策を盛り込んだ。

◆消費増税など当面のマイナス影響の緩和について（本文 6～7 ページ）

- 政府内で検討されている「複数税率」の導入については、中小企業への悪影響が大きく強く反対する。
- 同時に、輸入原材料の上昇、電気料金の値上げなどの足元のコストアップが中小企業の経営を圧迫する懸念があることから、輸入原材料に係る関税を軽減する「円高是正対応支援税制」や「節電対策税制」の創設など税制上の支援措置を講じるよう訴えている。

<添付資料>

資料 1：「平成 26 年度税制改正に関する要望」フレーム

資料 2：「平成 26 年度税制改正に関する要望」（本文）

資料 3：「平成 26 年度税制改正に関するアンケート調査」結果概要

資料 4：「平成 26 年度税制改正に関するアンケート調査」結果表

以 上

大阪商工会議所 平成26年度税制改正に関する要望 フレーム ～力強い経済成長のカギを握る企業の活力増進を～

基本認識

(★印：新規要望項目)

- 今後の「成長戦略」具体化の最大の焦点は税制支援策であり、企業の活力増進を第一義に法人税体系全体を思い切って見直すべき。具体的には、法人実効税率の引き下げなど国際競争上不利な制度を抜本改善するとともに、民間の攻めの取り組みを強力にバックアップする成長志向型税制を構築すべき。
- 他方、価格転嫁が困難な環境下において、特に中小企業にとって電力料金値上げ、輸入原材料価格の上昇、消費増税などのコストアップが大きな経営圧迫要因となることが危惧されるため、その支援策にも万全を期すべき。

I. 企業の成長力強化による経済活力の増進

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1. アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現</p> <p>2. 国家戦略特区におけるアジアトップレベルの税制優遇措置の創設 ★</p> <p>3. 研究開発の強力な後押しによる競争力強化</p> <p>(1) 研究開発促進税制の拡充・恒久化(本則化) ★</p> <p>(2) 日本版パテントボックス税制(知的財産活用促進税制)の創設</p> <p>4. 設備投資促進に向けた環境整備</p> <p>(1) 成長投資促進税制(仮称)の創設 ★</p> <p>(2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化(本則化) ★</p> <p>(3) 中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化(本則化)</p> <p>(4) グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の拡充 ★</p> | <p>(5) 償却資産に係る固定資産税の廃止</p> <p>5. 中小企業のチャレンジ支援</p> <p>(1) 新事業チャレンジ促進税制(仮称)の創設 ★</p> <p>(2) 中小企業共同事業展開支援税制(仮称)の創設 ★</p> <p>(3) 起業・創業支援</p> <p>①法人版エンジェル税制の創設</p> <p>②エンジェル税制の拡充</p> <p>③ベンチャー支援税制の創設</p> <p>(4) 中小企業人材力強化税制(仮称)の創設 ★</p> <p>6. 観光振興</p> <p>(1) ホテル・旅館の耐用年数短縮・固定資産税負担の軽減 ★</p> <p>(2) 訪日外国人旅行者向け消費税の免税制度の見直し</p> | <p>7. 企業の海外展開支援</p> <p>(1) 外国税額控除制度の見直し ★</p> <p>(2) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し ★</p> <p>(3) 海外展開損失準備金制度(仮称)の創設</p> <p>(4) 海外市場開拓支援税制(仮称)の創設</p> <p>(5) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充</p> <p>(6) 国際的二重課税解消に向けた政府間交渉の強化 ★</p> <p>8. 企業規模・成長段階に応じた税体系の構築 ★</p> <p>○「小規模法人」「中堅法人」区分の創設、中小法人の定義拡大</p> |
|--|---|---|

II. 企業経営に対する当面のマイナス影響の緩和

1. 消費税率引き上げへの対応
- (1) 価格転嫁策の徹底など中小企業支援
- (2) 複数税率の導入反対
- (3) 二重課税の見直し
2. 円高是正対応支援税制(仮称)の創設 ★
3. 節電対策税制(仮称)の創設
4. 地球温暖化対策税の凍結

III. 企業の経営基盤の抜本強化

- | | |
|--|---|
| <p>1. 中小企業の活力増進</p> <p>(1) 事業承継税制の抜本強化</p> <p>(2) 同族会社の留保金課税の撤廃</p> <p>(3) 欠損金制度の見直し ★</p> <p>(4) 特定の事業用資産の買い替え特例(圧縮記帳制度)の拡充・恒久化(本則化)</p> <p>(5) 中小法人の交際費の損金算入特例の拡充・延長 ★</p> <p>(6) 適格合併の適用要件の緩和</p> | <p>2. 雇用抑制税制の廃止</p> <p>(1) 事業所税の廃止</p> <p>(2) 外形標準課税の撤廃</p> <p>3. 商業地等に係る固定資産税の軽減</p> <p>4. 資産の有効活用促進</p> <p>(1) 土地の譲渡益重課制度の廃止 ★</p> <p>(2) 特別法人税の廃止 ★</p> <p>(3) 配当課税の廃止</p> |
|--|---|

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
2. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設
3. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
4. 節電実績に応じた地方税の特例(軽減)措置の創設
5. 企業誘致促進税制の創設
- (1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設
- (2) 長期立地企業に対する地方課税の減免措置の創設
- (3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

平成 26 年度税制改正に関する要望
～力強い経済成長のカギを握る企業の活力増進を～

大阪商工会議所

わが国経済は、アベノミクス効果もあり景気回復期待が高まっている。今後の課題は、「成長戦略」の迅速な具体化により、民主導の本格的な経済再興を実現することである。とりわけ、焦点となる税制においては、経済成長のカギを握る企業の活力増進を第一義に、法人税体系全体を思い切って見直すべきである。

具体的には、法人実効税率の引き下げなど国際競争上不利な制度を抜本改善するとともに、研究開発・設備投資促進、中小企業の新事業・海外展開支援など、民間の攻めの取り組みを強力にバックアップすることに明確に照準を合わせた成長志向型税制を構築すべきである。

他方、足もとの懸念材料として、電力料金値上げ、輸入原材料価格の上昇、消費増税などコストアップ要因が多い。価格転嫁が困難な環境下にあって、特に中小企業にとって大きな経営圧迫要因となることが危惧され、その支援策にも万全を期すことが肝要である。

かかる観点から政府・与党は、平成 26 年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印：新規要望項目)

I. 企業の成長力強化による経済活力の増進

1. アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現

各国が法人税率の引き下げを競う中、わが国の法人実効税率（現行：38.0%/平成 27 年度以降：35.6%）は、主な競争相手国であるアジア諸国（アジア平均 22.5%）に比べ約 15 ポイントの税率格差がある。わが国企業は国際競争上不利となっており、海外流出抑止と国内での成長投資を後押しするため、早急に法人実効税率をアジア諸国並みまで引き下げられたい。

同様に、中小企業の経営力強化を図るため、中小法人の軽減税率（現行：16.5%/平成 27 年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（現行：800 万円以下）の引き上げを図られたい。

2. 国家戦略特区におけるアジアトップレベルの税制優遇措置の創設 ★

「成長戦略」の柱の一つとなる国家戦略特区は、わが国成長の起爆剤となることが

期待されており、国内外からの投資を呼び込めるよう、強力なインセンティブを設けることが肝要である。とりわけ今後の制度設計に際しての要となる税制優遇措置については、5年間の法人所得課税（法人税・法人事業税・法人住民税）の免税と5年以降のアジア諸国並み税率（アジア平均 22.5%）の先行適用をはじめ、登録免許税・不動産取得税・固定資産税・事業所税の減免や設備投資・研究開発減税の上乗せなど、思い切った措置を講じられたい。

3. 研究開発の強力な後押しによる競争力強化

（１）研究開発促進税制の拡充・恒久化（本則化） ★

産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を国を挙げて後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーなど成長分野や、中小法人に対する控除率（中小法人：12%、大法人：8～10%）を引き上げるとともに、現行の上乗せ措置（高水準型と増加型（適用期限：平成 26 年 3 月 31 日））と法人税額の特別控除措置（現行：控除限度額 30%（本則 20%）、適用期限：平成 27 年 3 月 31 日）の拡充・恒久化（本則化）を図られたい。また、専従規定の弾力化など適用要件を緩和し、中小法人が使いやすい仕組みに改善されたい。

（２）日本版パテントボックス税制（知的財産活用促進税制）の創設

わが国が知的財産立国として大きく飛躍するため、研究開発の思い切った後押しはもとより、その成果物である知的財産を活用した高付加価値製品の製造拠点の国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。加えて、知的財産権の他企業からの取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

4. 設備投資促進に向けた環境整備

（１）成長投資促進税制（仮称）の創設 ★

成長産業の競争力強化や生産設備の省エネ化促進のため、先端産業や成長分野の設備取得、エネルギー効率が高い生産設備への買い替えに関し、即時償却や大幅な税額控除を認める措置を創設されたい。また、設備の新陳代謝を促進するため、買い替えに伴う旧設備の廃棄費用について、全ての法人に法人税の繰り戻し還付制度の適用（現行：中小法人のみ適用）を認めるとともに、還付期間の大幅延長（現行：1 年）や社会保険料との相殺を認めるなど、思い切った措置を講じられたい。

（２）中小企業投資促進税制の拡充・恒久化（本則化） ★

中小企業の成長基盤強化のため、中小企業投資促進税制（適用期限：平成 26 年 3 月 31 日）について、控除割合（現行：特別償却率 30%、税額控除率 7%）の引き上げや、税額控除対象企業（現行：資本金 3000 万円以下）の拡大を図るとともに、工場建屋など対象設備の拡大、成長・先端分野設備に対する即時償却の適用な

ど、制度を大幅拡充したうえで、恒久化（本則化）されたい。また、設備の買い替えを後押しするため、赤字法人でも活用できるよう法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認めるなど、思い切った措置を講じられたい。

（３）中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化（本則化）

中小法人が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却できる少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成 26 年 3 月 31 日）について、対象資産の価額（現行：30 万円未満）や取得合計上限額（現行：300 万円）の引き上げなど制度を拡充したうえで、恒久化（本則化）されたい。

（４）グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の拡充 ★

中小企業における省エネ投資を促進するため、グリーン投資減税（現行：30%特別償却または 7%税額控除（適用期限：平成 28 年 3 月 31 日）／太陽光発電・風力発電・コージェネレーション設備は即時償却が可能（適用期限：平成 27 年 3 月 31 日））について、中小法人に対する控除割合の大幅な引き上げや即時償却の対象設備の拡大など、制度を拡充されたい。また、太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備の設置によって、当該土地の税負担が増大しない措置を講じられたい。

（５）償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税などが課されている。国際的にも稀な償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。少なくとも中小法人が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額（現行：取得価額の 5%）の撤廃など、法人税（減価償却制度）との評価方法の統一を図られたい。

5. 中小企業のチャレンジ支援

（１）新事業チャレンジ促進税制（仮称）の創設 ★

中小企業の新事業展開を支援するため、市場調査やコンサルティング費用、専門家・経験者の中途採用に伴う活動費・人件費の一定割合を法人税額から控除するとともに、組織再編・会社設立などに伴う登録免許税の減免措置を講じられたい。また、成長分野にチャレンジする企業に対し控除割合の上乗せを図られたい。

（２）中小企業共同事業展開支援税制（仮称）の創設 ★

複数の中小企業による事業再編や新規事業への進出を支援するため、既存事業を分離して共同で新会社を設立する場合や、共同で新事業を立ち上げる場合、新会社設立に関わる登録免許税・不動産取得税や、設立当初の法人所得課税・事業所税・固定資産税を減免する措置を講じられたい。

(3) 起業・創業支援

①法人版エンジェル税制の創設

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人版エンジェル税制を創設されたい。

②エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式等への投資で得た譲渡益だけではなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

③ベンチャー支援税制の創設

資金力に乏しい起業家を支援するため、創業資金に係る贈与税の減免措置を創設するとともに、会社設立時の登録免許税と印紙税を免除されたい。また、設立後5年間は法人課税を免除されたい。加えて、ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多いことから、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

(4) 中小企業人材力強化税制（仮称）の創設 ★

中小企業の人材力を強化するため、人材関連税制の抜本強化を図られたい。具体的には、中小企業について、雇用促進税制（適用期限：平成26年3月31日）と所得拡大促進税制（適用期限：平成28年3月31日）を統合・強化し、教育訓練費や採用活動費など対象を拡大するとともに、事業所税・法人事業税など地方税にも幅広く適用されたい。また、赤字法人でも活用できるよう法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認められたい。

6. 観光振興

(1) ホテル・旅館の耐用年数短縮・固定資産税負担の軽減 ★

観光魅力向上に向け、拠点となる宿泊施設の新築・増改築を促進するため、ホテル・旅館の耐用年数を大幅に短縮するとともに、固定資産税負担を軽減されたい。

(2) 訪日外国人旅行者向け消費税の免税制度の見直し

訪日外国人旅行者の消費喚起のため、日本酒・食品・薬品・化粧品など土産物として人気の高い品目を消費税の免税対象に追加されたい。同時に、免税店（輸出物品販売場）制度の要件緩和や各輸出物品販売場での免税申請手続きが煩雑な現状に鑑み、諸外国で一般的な出国時還付手続きの導入など、輸出免税取引制度を観光産業振興の観点から抜本的に見直されたい。

7. 企業の海外展開支援

(1) 外国税額控除制度の見直し ★

国際的な二重課税を解消するため、繰越超過額・余裕額の繰越期間（現行：3年）を延長するとともに、国内法人が赤字の場合には90%シーリングの適用除外とするなど、外国税額控除制度を見直されたい。

(2) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し ★

各国の法人税率引き下げが進んでおり（アジア平均 22.5%）、著しく税率が低いとされる軽課税国の判定基準（現行：トリガー税率 20%）を引き下げられたい。

(3) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

中小企業の海外展開を支援するため、カンントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

(4) 海外市場開拓支援税制（仮称）の創設

国内市場の縮小や経済のグローバル化が進展する中、中小企業においても海外市場への販路拡大が重要となっている。そのため、中小法人が海外市場開拓に要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(5) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

海外子会社利益の国内還流を促進し、国内の中小企業の経営・成長基盤を強化するため、中小法人の海外子会社からの配当については、全額益金不算入（現行：95%）とされたい。

(6) 国際的二重課税解消に向けた政府間交渉の強化 ★

国際的な二重課税を解消するため、その前提となる租税条約（現在 65 カ国・地域と締結）の締結・改定交渉を進められたい。その際、仲裁規定や相互協議の合意後でなければ移転価格に基づく更正ができない規定を租税条約に設けるなど、企業の海外展開を支援する観点から諸外国と積極的に交渉されたい。

同時に、OECDなどに働きかけ、各国の税務執行状況の実態調査を行うとともに、発展途上国も含め、ロイヤリティの算定方法や比較対象企業の選定基準に関する国際共通ルールを具体化・明確化するなど、課税リスクの軽減を図られたい。

また、企業の海外展開に伴う課税リスク軽減のため、租税条約や税務行政執行共助条約を結んだ国と協力し、発展途上国も含めた独立企業間価格の算定に資する共通財務情報データベースの構築・情報公開を図るなど、予見可能性を向上されたい。

加えて、諸外国の税務情報の提供をはじめ、進出国の税務当局による不適切課税への対応マニュアルの整備、現地での相談機能の拡充など、中小企業の支援体制を強化されたい。

8. 企業規模・成長段階に応じた税体系の構築 ★

企業の活力増進・成長促進のため、規模や成長段階に応じた次のような税体系に再編・強化されたい。

○ 「小規模法人」区分の創設

経営資源に乏しい小規模企業に即した支援策を講じるため、新たに資本金 1000 万円以下を対象とした「小規模法人」区分を創設し、中小企業関連税制を再編・強化されたい。具体的には、小規模法人について、軽減税率の引き下げ（現行：16.5%（復興特別法人税分を含む）、平成 27 年度以降：19%）や、中小企業投資促進税制の対象価額の下限引き下げ（現行：機械・装置 160 万円以上、器具・備品 120 万円以上）と中古設備の対象化、少額減価償却資産の損金算入特例の対象資産の価額（現行：30 万円未満）と取得合計上限額（現行：300 万円）の引き上げなど、支援内容を拡充されたい。

○ 中小法人の定義拡大

平成 11 年度の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人についても、「資本金 3 億円以下」（現行：資本金 1 億円以下）とされたい。

○ 「中堅法人」区分の創設

地域経済を支える中堅企業を強力にバックアップするため、新たに資本金 10 億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小法人に認められている設備投資・研究開発促進税制の適用、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用除外、人材力強化・海外展開支援策など、企業の成長基盤を強化する税制支援措置を講じられたい。

Ⅱ. 企業経営に対する当面のマイナス影響の緩和

1. 消費税率引き上げへの対応

急速に少子高齢化が進展する中、社会保障財源の確保が焦眉の急であることは理解するが、合わせて「成長戦略」や中小企業振興策の強化による、経済のパイ拡大と税収増を期することが重要である。同時に、増大する社会保障費を専ら現役世代や企業に求めることも限界に来ており、給付抑制を図ることが不可欠である。

加えて、中小企業や住宅・自動車産業など、消費税率の引き上げに伴うマイナスの影響を最小限にとどめるため、次の措置を講じられたい。

（1）価格転嫁策の徹底など中小企業支援

消費税を販売価格に転嫁できない中小企業も多く、税率引き上げが新たな収益圧迫要因となることが懸念される。そのため、「消費税価格転嫁対策特別措置法」の実効性を高め、広報活動の強化、優越的地位を利用した不公正取引の取締り強化など、円滑な価格転嫁策に万全を期されたい。また、消費税率の変更に伴うソフトウェア改修に対する思い切った減税措置の創設など設備投資促進税制の大幅拡充や、業績悪化などに対応した補助金・融資制度の創設など、中小企業の負担軽減措置を講じられたい。

(2) 複数税率の導入反対

複数税率の導入は、経理事務が電子化されていない多くの中小企業に多大な事務負担を強いることになる。また、システム対応に伴う費用が増大し、税率の線引きを巡り苦情・トラブルが生じる可能性も高い。加えて、簡易課税制度の維持が実質的に困難となり、免税事業者が取引から排除される懸念があるなど、中小企業に対する悪影響が危惧される。さらに、社会保障財源の大幅な減収により、消費税率の更なる引き上げや企業の社会保険料負担増を招く可能性も高いことから、導入に強く反対する。

(3) 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いている。消費税率を引き上げる場合には、自動車・住宅取得支援など悪影響の緩和策を講じるとともに、二重課税解消のため、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）、不動産流通課税（不動産取得税・登録免許税）、印紙税などを軽減・廃止されたい。

2. 円高是正対応支援税制（仮称）の創設 ★

円高是正は景気全体に好影響を及ぼす一方、輸入原材料価格上昇などの副作用も招く。厳しい経営環境下で価格転嫁が困難な中小企業を支援するため、販売額に占める輸入原材料費の割合が高い中小企業について、輸入原材料に係る関税の軽減や、関税総額の一定割合を還付するなど、当面の負担軽減措置を講じられたい。

3. 節電対策税制（仮称）の創設

電力不足・料金値上げは、懸命の経営努力を続ける企業とりわけ中小企業に過度な負担を強いている。そのため、節電対策のために生じた追加費用の一定割合を法人税から控除する措置を創設されたい。また、中小法人については、赤字法人でも活用できるように法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長（現行：1年）や社会保険料との相殺を認められたい。

4. 地球温暖化対策税の凍結

平成24年10月より地球温暖化対策税（現行：原油・石油製品 250 円／k1、ガス状炭化水素 260 円／t、石炭 220 円／t）が導入され、26年4月には更なる税率引き上げが予定されている（平成26年4月以降：原油・石油製品 500 円／k1、ガス状炭化水素 520 円／t、石炭 440 円／t）。燃料価格の高騰に加え、原子力発電所の多くが停止し、石油・石炭への依存度アップを余儀なくされる中、課税を凍結されたい。とりわけ、価格転嫁が困難な中小企業の経営や雇用に大きな悪影響が懸念されるため、少なくとも中小法人に対する負担軽減策を講じられたい。

Ⅲ. 企業の経営基盤の抜本強化

1. 中小企業の活力増進

(1) 事業承継税制の抜本強化

中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。そのため、相続税の全額納税猶予（現行：8割の納税猶予）と5年後の納税免除や、対象株式総数の引き上げ（現行：発行済議決権株式総数の2／3）など、事業承継税制を抜本強化されたい。

(2) 同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社の留保金課税制度（現行：中小法人は適用対象外）は明らかな二重課税となっており、撤廃されたい。

(3) 欠損金制度の見直し ★

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行：9年）を延長するとともに、資本金1億円超の大法人に対する繰越控除の使用制限措置（現行の繰越控除限度額：繰越控除前所得金額の80%まで（中小法人は適用対象外））を撤廃されたい。また、欠損金の繰り戻し還付制度（現行：中小法人のみ適用）の完全適用と期間延長（現行：1年）を図られたい。

(4) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化（本則化）

資産の有効活用と企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：80%（適用期限：平成26年12月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。

(5) 中小法人の交際費の損金算入特例の拡充・延長 ★

中小企業の営業活動の強化や消費促進を図るため、中小法人の交際費の損金算入特例制度（適用期限：平成26年3月31日）について、定額控除限度額（現行：800万円以下）の引き上げや対象企業（現行：中小法人のみ適用）の拡大など、制度を拡充したうえで延長されたい。

(6) 適格合併の適用要件の緩和

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

2. 雇用抑制税制の廃止

(1) 事業所税の廃止

都市部で事業を行う企業を対象に、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行

う事業所税は、都市部の雇用や事業環境を悪化させており、全廃すべきである。少なくとも地域の雇用を支える中小法人については直ちに廃止されたい。

(2) 外形標準課税の撤廃

従業員の給与や資本金を課税対象とする付加価値税である外形標準課税は、企業の雇用や設備投資に対して抑制的に作用し、諸外国でも、雇用や国際競争上不利であることから、廃止・見直しが進められている。加えて、同じく付加価値税である消費税・地方消費税の税率引き上げが予定されており、外形標準課税は早急に撤廃されたい。

3. 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、固定資産税の負担水準の上限引き下げ（現行：70%）など、商業地等に係る固定資産税負担の軽減を図られたい。

4. 資産の有効活用促進

(1) 土地の譲渡益重課制度の廃止 ★

バブル期に土地投機を抑制するために導入された法人の土地譲渡益に対する重課税制度（平成 25 年 12 月 31 日まで課税停止）は課税根拠を失っており、廃止されたい。

(2) 特別法人税の廃止 ★

企業年金の積立金に対して課税を行う特別法人税（平成 26 年 3 月 31 日まで課税停止）は、積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、撤廃されたい。

(3) 配当課税の廃止

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に 50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市は、固定資産税の算定基礎となる負担水準が高く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に 60%まで引き下げられたい。とりわけ、経営体力が乏しい中小法人に対する課税を軽減されたい。

2. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

当地で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

3. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

4. 節電実績に応じた地方税の特例（軽減）措置の創設

事業活動の制約や追加費用の発生など、電力需要の逼迫によって当地の企業は大きな負担を強いられている。そのため、事業活動に対して課税している、償却資産に係る固定資産税、事業所税、法人事業税を節電実績に応じて軽減されたい。とりわけ厳しい経営環境にある中小法人については課税を免除するなど、大幅な負担軽減措置を講じられたい。

5. 企業誘致促進税制の創設

（1）既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・増進のためには、既存企業の域外流出を食い止めるとともに当地での事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を 5 年程度減免されたい。

（2）長期立地企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を軽減する措置を創設されたい。

（3）新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済活性化のためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を 5 年程度減免されたい。

以 上

【建議先】

- 内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣官房副長官
- 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府副大臣、内閣府大臣政務官、内閣府事務次官、内閣府官房長、政策統括官（経済財政運営担当／科学技術政策・イノベーション担当）、政府税制調査会会長
- 金融担当大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁長官、総務企画局長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、自治財政局長、自治税務局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、審議官、主計局長、主税局長、関税局長、近畿財務局長
- 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長、研究開発局長
- 厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、職業安定局長、職業能力開発局長、年金局長、政策統括官（労働担当）
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、経済産業政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、近畿経済産業局長
- 資源エネルギー庁長官、次長、審議官、参事官、省エネルギー・新エネルギー部長、電力・ガス事業部長
- 特許庁長官、総務部長
- 中小企業庁長官、次長、事業環境部長、経営支援部長
- 国土交通大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、総合政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、住宅局長、自動車局長
- 観光庁長官、次長、審議官、観光地域振興部長
- 環境大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、地球環境審議官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長
- 衆議院議長、参議院議長、衆議院財務金融委員長、参議院財政金融委員長、衆議院総務委員長、参議院総務委員長、衆議院経済産業委員長、参議院経済産業委員長
- 各政党の代表、自由民主党税制調査会会長・顧問・小委員長、公明党税制調査会会長、地元選出国會議員
- 大阪府知事、大阪市長

【(写) 送付先】

- 日本商工会議所会頭、大阪府下商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事

「平成 26 年度税制改正に関するアンケート調査」結果概要

大阪商工会議所

【調査概要】

- 調 査 目 的 : 「平成 26 年度税制改正に関する要望」取りまとめの基礎資料とするため
- 調 査 期 間 : 平成 25 年 5 月 21 日 (火) ～6 月 3 日 (月)
- 調 査 対 象 : 726 社 (大阪商工会議所 役員・議員／税制委員・税制幹事／中堅・中小企業会員)
- 有効回答数 : 220 社
- 有効回答率 : 30.3%

【調査結果のポイント】

1. 事業拠点の移転や新規投資の立地選択において税負担を重視するか (集計表: 1 ページ) ～7 割以上が税負担を重視

- 「①非常に重視する (20.0%)」と「②ある程度重視する (52.3%)」を合わせた、7 割以上 (72.3%) の企業が税負担を重視すると回答 (単数回答)。特に、製造業で税負担を重視する傾向が強い。

2. 法人税の負担格差を国際競争上不利と感じたことがあるか (集計表: 1 ページ) ～4 割台半ばが不利と感じたことがある

- 4 割台半ば (45.0%) の企業が法人税の負担格差を不利と感じたことがあると回答 (単数回答)。特に、資本金 1 億円超の企業や製造業でその割合が高い。

3. 特に負担が重いと感じている税目 (集計表: 2 ページ) ～法人所得課税が 8 割以上で最多

- 「①法人所得課税 (法人税・法人住民税所得割・法人事業税所得割)」が 8 割以上 (83.6%)
で最多 (3 項目以内回答)。次いで、「④固定資産税・都市計画税 (土地・建物) (45.0%)」、
「⑥事業所税 (29.5%)」が続く。

4. 消費税率が引き上げられた場合の経営への影響（集計表：2～3ページ）

～8割台半ばがマイナス影響を懸念

- 「①マイナスの影響が非常に大きい（27.3%）」と「②ある程度マイナスの影響がある（58.6%）」を合わせた、8割台半ば（85.9%）の企業（単数回答）が消費増税によって何らかのマイナスの影響があると考えている。
- 具体的な影響（2項目以内回答）としては、「①売上の減少（56.1%）」が最も多く、「②消費税を販売価格に転嫁できず利益が減少（45.5%）」が続く。
- 他方、対応策（3項目以内回答）は、「⑥既存事業の収益力・売上アップ」が6割台半ば（65.1%）で最も多いが、およそ4分の1（23.3%）が「②人件費の削減」を挙げるなど、雇用への悪影響も懸念される。

5. 消費税の販売価格への転嫁について（集計表：4ページ）

～8%引き上げ時には「ほぼ全額転嫁できる」が現行より20ポイント以上ダウン

- 現在、消費税を「ほぼ全額転嫁できている」企業（単数回答）は、6割台半ば（65.5%）。
- 税率が8%に引き上げられた場合（単数回答）、その割合が4割強（43.6%）と、20ポイント以上落ち込む見込み。新たな収益圧迫要因となることが懸念される。

以 上

「平成26年度税制改正に関するアンケート調査」 結果集計表

大阪商工会議所

〔調査概要〕

- 調査期間 : 平成25年5月21日(火)～6月3日(月)
- 調査対象 : 726 社 (大阪商工会議所 役員・議員 / 税制委員・税制幹事 / 中堅・中小企業会員)
- 有効回答数 : 220 社
- 有効回答率 : 30.3 %

〔回答企業の属性〕

【資本金】

1億円以下	77.3%	(170)
1億円超	22.7%	(50)

【製造業・非製造業】

製造業	33.2%	(73)
非製造業	66.8%	(147)

〔調査結果〕

. 企業活動に伴う税負担について

表1 事業拠点の移転や新規投資の立地選択において、税負担を重視するか（単数回答）

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
非常に重視する	20.0% (44)	21.2% (36)	16.0% (8)	19.2% (14)	20.4% (30)
ある程度重視する	52.3% (115)	52.4% (89)	52.0% (26)	61.6% (45)	47.6% (70)
ほとんど重視しない	24.1% (53)	22.4% (38)	30.0% (15)	19.2% (14)	26.5% (39)
その他	2.3% (5)	2.4% (4)	2.0% (1)	- (-)	3.4% (5)
無回答	1.4% (3)	1.8% (3)	- (-)	- (-)	2.0% (3)
合 計	100.0% (220)	100.0% (170)	100.0% (50)	100.0% (73)	100.0% (147)

表2 法人税の負担格差を国際競争上不利と感じたことがあるか（単数回答）

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
ある	45.0% (99)	43.5% (74)	50.0% (25)	49.3% (36)	42.9% (63)
ない	20.9% (46)	21.2% (36)	20.0% (10)	15.1% (11)	23.8% (35)
わからない	33.6% (74)	34.7% (59)	30.0% (15)	35.6% (26)	32.7% (48)
無回答	0.5% (1)	0.6% (1)	- (-)	- (-)	0.7% (1)
合 計	100.0% (220)	100.0% (170)	100.0% (50)	100.0% (73)	100.0% (147)

表3 特に負担が重いと感じている税目（3項目以内複数回答）

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
法人所得課税（法人税・法人住民税所得割・法人事業税所得割）	83.6% (184)	84.7% (144)	80.0% (40)	83.6% (61)	83.7% (123)
外形標準課税（法人事業税（資本金1億円超の法人のみ適用））	14.1% (31)	- (-)	62.0% (31)	12.3% (9)	15.0% (22)
法人住民税均等割	25.9% (57)	25.3% (43)	28.0% (14)	23.3% (17)	27.2% (40)
固定資産税・都市計画税（土地・建物）	45.0% (99)	44.1% (75)	48.0% (24)	49.3% (36)	42.9% (63)
固定資産税（償却資産）	22.7% (50)	24.7% (42)	16.0% (8)	31.5% (23)	18.4% (27)
事業所税	29.5% (65)	32.9% (56)	18.0% (9)	32.9% (24)	27.9% (41)
登録免許税	2.7% (6)	2.4% (4)	4.0% (2)	- (-)	4.1% (6)
不動産取得税	5.0% (11)	5.3% (9)	4.0% (2)	4.1% (3)	5.4% (8)
印紙税	15.5% (34)	16.5% (28)	12.0% (6)	12.3% (9)	17.0% (25)
その他	4.1% (9)	4.7% (8)	2.0% (1)	2.7% (2)	4.8% (7)
無回答	1.8% (4)	2.4% (4)	- (-)	1.4% (1)	2.0% (3)
合 計	- (220)	- (170)	- (50)	- (73)	- (147)

・消費税率の引き上げについて

表4 消費税率が引き上げられた場合（平成26年4月：8%、平成27年10月：10%）の経営への影響（単数回答）

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
マイナスの影響が非常に大きい（見込み）	27.3% (60)	31.2% (53)	14.0% (7)	26.0% (19)	27.9% (41)
ある程度マイナスの影響がある（見込み）	58.6% (129)	54.7% (93)	72.0% (36)	63.0% (46)	56.5% (83)
ほとんどマイナスの影響はない（見込み）	12.7% (28)	12.9% (22)	12.0% (6)	9.6% (7)	14.3% (21)
プラスの影響がある（見込み）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他	1.4% (3)	1.2% (2)	2.0% (1)	1.4% (1)	1.4% (2)
無回答	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計	100.0% (220)	100.0% (170)	100.0% (50)	100.0% (73)	100.0% (147)

表5 消費税率引き上げに伴いマイナスの影響が生じるとされる項目（2項目以内複数回答）

表4で または（マイナスの影響がある）と回答した企業のみ対象

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
売上の減少	56.1% (106)	56.2% (82)	55.8% (24)	56.9% (37)	55.6% (69)
消費税を販売価格に転嫁できず、利益が減少	45.5% (86)	50.0% (73)	30.2% (13)	40.0% (26)	48.4% (60)
取引先からの値下げ要請	30.2% (57)	30.8% (45)	27.9% (12)	35.4% (23)	27.4% (34)
他社との価格(値下げ)競争の激化	28.6% (54)	32.2% (47)	16.3% (7)	33.8% (22)	25.8% (32)
消費税率変更に伴うシステム対応などコストの増大	16.9% (32)	11.0% (16)	37.2% (16)	12.3% (8)	19.4% (24)
その他	2.6% (5)	1.4% (2)	7.0% (3)	- (-)	4.0% (5)
無回答	1.1% (2)	0.7% (1)	2.3% (1)	1.5% (1)	0.8% (1)
合 計	- (189)	- (146)	- (43)	- (65)	- (124)

表6 消費税率引き上げに伴うマイナスの影響への対応策（3項目以内複数回答）

表4で または（マイナスの影響がある）と回答した企業のみ対象

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
新規投資の抑制	15.9% (30)	16.4% (24)	14.0% (6)	24.6% (16)	11.3% (14)
人件費の削減	23.3% (44)	26.0% (38)	14.0% (6)	21.5% (14)	24.2% (30)
人件費以外のコスト削減	60.8% (115)	58.9% (86)	67.4% (29)	60.0% (39)	61.3% (76)
事業の縮小	8.5% (16)	10.3% (15)	2.3% (1)	15.4% (10)	4.8% (6)
廃業	1.1% (2)	1.4% (2)	- (-)	1.5% (1)	0.8% (1)
既存事業の収益力・売上アップ（販売力強化や新商品開発など）	65.1% (123)	65.8% (96)	62.8% (27)	55.4% (36)	70.2% (87)
海外展開・輸出の強化	13.8% (26)	13.0% (19)	16.3% (7)	20.0% (13)	10.5% (13)
新規事業への進出、新たな収益源の開拓	31.7% (60)	30.8% (45)	34.9% (15)	26.2% (17)	34.7% (43)
特に対策はとらない	5.8% (11)	6.8% (10)	2.3% (1)	3.1% (2)	7.3% (9)
その他	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
無回答	2.1% (4)	1.4% (2)	4.7% (2)	3.1% (2)	1.6% (2)
合 計	- (189)	- (146)	- (43)	- (65)	- (124)

表7-(1) 消費税の価格転嫁の現状 (単数回答)

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
ほとんど転嫁できていない	20.9% (46)	21.2% (36)	20.0% (10)	16.4% (12)	23.1% (34)
半分程度転嫁できている	6.8% (15)	7.6% (13)	4.0% (2)	6.8% (5)	6.8% (10)
ほぼ全額転嫁できている	65.5% (144)	64.1% (109)	70.0% (35)	71.2% (52)	62.6% (92)
無回答	6.8% (15)	7.1% (12)	6.0% (3)	5.5% (4)	7.5% (11)
合 計	100.0% (220)	100.0% (170)	100.0% (50)	100.0% (73)	100.0% (147)

表7-(2) 消費税率が8%に引き上げられた時の価格転嫁の見込み (単数回答)

	全 体	1億円以下	1億円超	製造業	非製造業
ほとんど転嫁できない(見込み)	19.1% (42)	18.8% (32)	20.0% (10)	20.5% (15)	18.4% (27)
半分程度転嫁できる(見込み)	29.5% (65)	33.5% (57)	16.0% (8)	28.8% (21)	29.9% (44)
ほぼ全額転嫁できる(見込み)	43.6% (96)	40.0% (68)	56.0% (28)	45.2% (33)	42.9% (63)
無回答	7.7% (17)	7.6% (13)	8.0% (4)	5.5% (4)	8.8% (13)
合 計	100.0% (220)	100.0% (170)	100.0% (50)	100.0% (73)	100.0% (147)

自由記述回答…主要項目を抜粋

【設問】中小企業活性化に資する税制措置
中小法人の軽減税率措置の拡充・・・30件
中小企業投資促進税制など設備投資減税の拡充・・・14件
税法上の中小法人の定義の拡大（現行：資本金1億円以下）・・・10件
中小企業向け減税の拡充・・・3件
少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・・・2件
中小企業向けの雇用促進税制の拡充・・・2件
法人実効税率の引き下げ
欠損金の繰り戻し還付制度の拡充
事業継承税制の拡充
償却資産に係る固定資産税の軽減
エンジェル税制の拡充
交際費課税の拡充

【設問】消費増税に伴う価格転嫁策や負担軽減策
不公正な取引の取締り・監視の強化・・・29件
資金繰り支援・・・25件
設備投資減税の拡充・・・12件
総額表示義務の緩和・・・4件
軽減税率の導入反対・・・2件
軽減税率の導入・・・2件
消費増税の中止・・・2件
消費税9.5%ルール復活・・・2件 ※課税売上割合が9.5%以上の企業は課税仕入れ税額の全額を控除できる制度。 ただし、課税売上高5億円超の企業は適用除外。
二重課税の廃止
税率変更に伴うソフトウェア開発費の即時償却制度の創設
中小企業の税負担軽減

以 上